

申告に必要なもの

所得を証明するもの

- ・給与や年金の源泉徴収票や支払調書（複数ある場合は、全て原本が必要）
- ・給与や年金以外の人は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など ※事前に集計をお願いします。
- ・支払証明書（個人年金や生命保険の満期一時金や、解約返戻金など）

控除を証明するもの(主なもの)

- ・生命保険料および地震保険料などの控除証明書
- ・社会保険料控除証明書または領収書
- ・医療費控除などを受ける人は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
※事前に集計をお願いします。
- ・6か月以上にわたり寝たきりの人のおむつ代の医療費控除を受ける人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」(なお、2年目以降で要介護認定を受けている人は、健康課で発行する「医療費控除対象者証明書」により控除を受けることができます。)
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳または要介護認定による障害者控除対象者認定書
- ・ふるさと納税の寄付金控除を受ける人は、寄付額が記載された証明書(申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。)

その他

- ・申告者のマイナンバーカード
- ・扶養親族のマイナンバーが分かるもの
- ・所得税還付申告の人は、本人名義の口座内容がわかるもの
- ※申告書や通知が届いた人は、申告会場にお持ちください。
- ※税務署からのお知らせ、または前年の控えをお持ちの人は参考としてお持ちください。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない人は、次の番号確認書類と本人確認書類をお持ちください。
 - ・番号確認書類: 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうち、いずれか1つ
 - ・本人確認書類: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カード など

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)

確定申告・町県民税申告 宇美町特設会場

確定申告

パソコン、スマホでの申告

いつでもどこでも申告可能な、パソコン、スマートフォンでの申告をご検討ください。



国税庁 確定申告書等作成コーナー

宇美町役場 特設会場(役場2階大会議室) ※65歳以上または公的年金収入がある人が対象

対象者	所得税の確定申告が必要な人で ①年金収入のみの人 ②年金収入の他に、給与収入、農業収入、配当収入、個人年金収入、生命保険の満期一時金や解約返戻金がある人	所得税の確定申告が必要な人で ①65歳以上で、営業所得・不動産所得などの収支内訳書を添付して申告する人 ②65歳以上で、株式などの譲渡所得を申告する人
受付者	宇美町役場職員・税理士(委託)	税務署職員
受付期間	2月17日(月)～3月11日(火) ※平日のみ	2月18日(火)・19日(水)
受付時間	(午前)9:00～12:00	(午後)13:00～17:00
受付方法	※事前電話予約が必要です 0120-303-273 8:30～17:15 (平日のみ)	
	2月5日(水) 受付開始	2月3日(月) 受付開始
注意	・給与所得のみの人、また不動産売買の譲渡所得などは、役場では受付できません。 ・所得税以外の、消費税・相続税・贈与税などは、役場では受付できません。	

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)

香椎税務署 確定申告会場

受付期間	2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ。ただし、3月2日(日)は開設
受付時間	9:00～16:00
受付方法	「入場整理券」が必要です。 ・当日、会場で取得する。 ・国税庁LINEアプリによる事前発行
会場	香椎税務署 (〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1)
注意	・確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。 ・駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。

問 香椎税務署 ☎ 661-1031

介

介護保険制度で確定申告時に添付できる資料

▶ 社会保険料控除のための介護保険料納付証明書

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納付書払いの人は領収書、口座振替の人またはスマホ・オンライン決済の人は、納付済通知書(1月末頃介護保険広域連合から郵送予定)をご利用ください。特別徴収(年金天引)の人は年金保険者からの源泉徴収票に納付額が記載されています。また、納付書払いの人、口座振替の人またはスマホ・オンライン決済の人は、健康課で「納付証明書」を発行できます。必要な人は身分証明書を持ってお越しください。

▶ 要介護認定による障害者控除対象者認定書

本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、健康課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な人は身分証明書を持ってお越しください。
①令和6年12月31日現在65歳以上で介護保険の要介護1～5の認定を受けている人
②令和6年12月31日現在65歳以上で6か月以上臥床し、食事、排泄などの日常生活に支障のある人(医師の診断書が必要)
※障害者手帳などをお持ちの人は、手帳などの提示で控除を受けることができます。

▶ 医療費控除に係る医療費控除対象者証明書

おむつ代について医療費控除を受けるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。介護保険法に基づく要介護・要支援認定を受けた人については、認定時の「主治医意見書」を確認することにより、「おむつ使用証明書」に代えた「確認書」を発行できる場合があります。窓口でご相談ください。

上記すべての手続きにおいて、扶養者、本人、配偶者、同居の親族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。各証明書発行には数日かかる場合があります。

問 健康課 介護・高齢者支援係 ☎ 934-2243

町県民税の申告

宇美町役場 特設会場(役場2階大会議室)

対象者	・所得税の確定申告が必要ない人で、収入がある人 ①個人年金収入、生命保険の満期一時金や解約返戻金がある人 ②給与の年末調整は受けたが扶養や医療費控除などを追加する人 など ・収入がない人で、町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人や非課税証明が必要な人
受付期間	2月17日(月)～3月11日(火) ※平日のみ
受付時間	(午前)9:00～12:00 (午後)13:00～17:00
受付方法	予約不要 直接特設会場へお越しください。
受付者	宇美町役場職員

問 税務課 町民税係 ☎ 932-1111(代) FAX933-7512(代)